

千葉県報

定例
令和8年4月7日

第14132号

千葉県報

令和8年4月7日(火曜日)

主要目次

地方自治法に基づく指定納付受託者の指定	一
平成十一年千葉県告示第九百十七号の一部を改正する告示	一
解除予定保安林	一
保安林の指定の解除	一
道路区域の変更(七件)	二
道路の供用開始(四件)	四
電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備すべき道路の指定(二件)	四
土地区画整理組合の解散認可	五
選挙管理委員会告示	五
公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示	五
公安委員会告示	五
指定講習機関の変更の届出	五
道路交通法第八十条の三十二の二第一項の規定による運転免許取得者等教育の認定の変更	五
道路交通法第八十条の三十二の三第一項の規定による運転免許取得者等検査の認定の変更	五
公告	六
建設業者の営業所の所在地を確知できない旨の公告	六
特定調達公告	六
落札者等の公告(五件)	六

告示

千葉県告示第二百二十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)別表第一旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)に基づくものの項に規定する一般旅券の発給手数料の納付事務の委託を受ける指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和八年四月七日

名 称	住所又は事務所の所在地	納付事務の委託を受けることができる期間	指定をした日
株式会社NTTデータ	東京都江東区豊洲三丁目三番二号	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	令和八年三月十二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百二十六号

平成十一年千葉県告示第九百十七号(旅館業法施行条例に基づく施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和八年四月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

青少年教育施設の表千葉県立東金青少年自然の家の項を削る。
 青年館の表高神青年館の項、海鹿島町西青年館の項、柴崎町青年館の項及び猿袋青年館の項から東郷青年館の項までを削る。
 スポーツ施設の表茂原市営プールの項を削る。

千葉県告示第二百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次の保安林の指定を解除する予定である。

令和八年四月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 解除予定保安林の所在場所
山武市松ヶ谷字宿ノ下口三、四〇五番二(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
飛砂の防備、潮害の防備及び公衆の保健
 - 解除の理由
指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を千葉県農林水産部森林課及び山武市役所に備え置いて縦覧に供する。)

千葉県告示第二百二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の保安林の指定を解除する。

令和八年四月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 解除に係る保安林の所在場所
 山武郡九十九里町作田字亥高五、六三三番三二八、五、六三四番三
 二 保安林として指定された目的
 飛砂の防備、潮害の防備及び公衆の保健
 三 解除の理由
 海岸保全施設用地とするため

千葉県告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び山武土木事務所において、令和八年四月七日から三週間、縦覧に供する。

令和八年四月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山田台大網白里線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別		敷地の幅員	延長
	前	後		
東金市山田字水呑一、〇九	一五・八四メートルから	一六・〇九メートルまで	一五・八四メートルから 二〇・八七メートルまで	六・〇七メートル
	二番一地先から字新田一、一六五番二地先まで			

千葉県告示第二百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び夷隅土木事務所において、令和八年四月七日から三週間、縦覧に供する。

令和八年四月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十七号
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長

勝浦市蟹田字乳母田二八三番一地先から字久保畑三三番地先まで	変更の前後別		敷地の幅員	延長
	前	後		
	二八・八〇メートルから三八・三七メートルまで	三〇・〇四メートルから四九・二三メートルまで	七八・一八メートル	

千葉県告示第二百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び東葛飾土木事務所において、令和八年四月七日から三週間、縦覧に供する。

令和八年四月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百六十四号
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別		敷地の幅員	延長
	前	後		
鎌ヶ谷市北初富三二九番六地先から三二九番三四地先まで	八・六二メートルから九・九八メートルまで	一二・七三メートルから一七・二四メートルまで	五九・一八メートル	

千葉県告示第二百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び東葛飾土木事務所において、令和八年四月七日から三週間、縦覧に供する。

令和八年四月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 千葉鎌ヶ谷松戸線
- 三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長	摘要

鎌ヶ谷市南初 富六丁目五一 七番二〇〇地 先から富岡一 丁目五一七番 三地先まで	後	八・八五メートルから 九・七七メートルまで	三一・六五メー トル	五九・ 一八メー トルは、 一般国道 四百六十 四号と重 用とな る。
鎌ヶ谷市北中 沢一丁目三七 六番一〇地先 から三七六番 二地先まで	前	八・六二メートルから 九・九八メートルまで	五九・一八メー トル	
	後	一二・七三メートルから 一七・二四メートルまで	五九・一八メー トル	

千葉県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び君津土木事務所において、令和八年四月七日から三週間、縦覧に供する。

令和八年四月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

君津市久留里 市場字安住原 八九九番四地 先から字仲町 一五九番一 地先まで	前A 後A +	五・六〇メートルから 九・三〇メートルまで	五七七・一〇メー トル	A及び Bは、関 係図面に 表示する 敷地の区 分をい う。 Bのう
	後A +	五・六〇メートルから 九・三〇メートルまで	五七七・一〇メー トル	
	B	七・八〇メートルから 七〇・六一メートルまで	一、一七八・五〇 メートル	

千葉県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、令和八年四月七日から三週間、縦覧に供する。

令和八年四月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

ち 四 二 七 ・ 六 〇 メ ー ト ル は、 一 般 国 道 四 百 十 号 と 重 用 と な る。
--

千葉県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、令和八年四月七日から三週間、縦覧に供する。

令和八年四月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

区 間	変更の前後別	敷 地 の 幅 員	延 長
山武郡芝山町 大里字龍ヶ谷 一、三五七番 地先から字長 門地一、八四 六番一地先ま で	前 後	一〇・〇六メートルから 三七・二七メートルまで 一六・三五メートルから 六二・八一メートルまで	六三二・二三メー トル 六三二・二三メー トル

千葉県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、令和八年四月七日から三週間、縦覧に供する。

令和八年四月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百四十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。
令和八年四月七日

- 千葉県知事 熊谷 俊人
- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西浦安停車場線
- 三 区間 浦安市美浜二丁目三番地先から四番五地先まで

千葉県告示第二百四十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により、習志野市JＲ津田沼駅南口土地区画整理組合の解散を認可した。
令和八年四月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

選挙管理委員会告示

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月七日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉県選挙管理委員会告示第十九号

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示

公職選挙法令施行規程（昭和四十年千葉県選挙管理委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「東京歯科大学市川総合病院」を「学校法人国際医療福祉大学国際医療福祉大学市川総合病院」に改める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第15号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定による指定講習機関について次のとおり変更届があった。
令和8年4月7日

千葉県公安委員会委員長 寺嶋 哲生

特定講習の種類	指定講習機関の名称	変更に係る事項	変更年月日
---------	-----------	---------	-------

原付免許に係る初心運転者講習	千葉自動車教育所	特定講習の業務を行う事務所の名称	変更前	千葉自動車教育所	令和6年3月1日
			変更後	SBSドライビングスクール稲毛	

千葉県公安委員会告示第16号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定による運転免許取得者等教育の認定について次のとおり変更届があった。
令和8年4月7日

千葉県公安委員会委員長 寺嶋 哲生

運転免許取得者等教育の課程の区分	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称	変更に係る事項	変更年月日
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条第1号から第4号まで、第6号及び第8号に掲げる課程	千葉自動車教育所	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称	令和6年3月1日
		変更前	千葉自動車教育所
		変更後	SBSドライビングスクール稲毛

千葉県公安委員会告示第17号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定による運転免許取得者等検査の認定について次のとおり変更届があった。
令和8年4月7日

千葉県公安委員会委員長 寺嶋 哲生

運転免許取得者等検査の方法の区分	運転免許取得者等検査に使用する	変更に係る事項	変更年月日
------------------	-----------------	---------	-------

運輸免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第1条第1号及び第2号に掲げる方法	る施設の名称 千葉自動車教習所	運輸免許取得者等検査に使用する施設の名称	変更前 変更後	千葉自動車教習所 SBSボラ イビソグ ス クール稲毛	令和6年3月1日
--	--------------------	----------------------	------------	---	----------

公 告

建設業者の営業所の所在地を確知できない旨の公告
 次の建設業者の営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。
 令和八年四月七日

- 一 商号 サンレー株式会社
- 二 主たる営業所の所在地 白井市木二〇番地
- 三 代表者の氏名 久保田 良宏
- 四 許可番号 千葉県知事許可（般一三）第四七四一三号
- 五 許可年月日 令和三年十月十八日

千葉県知事 熊谷 俊 人

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

落札者等の公告
 別冊のとおり落札者等について公告する。
 令和8年4月7日

千葉県知事 熊谷 俊 人

落札者等の公告
 別冊のとおり落札者等について公告する。
 令和8年4月7日

千葉県知事 熊谷 俊 人

購読料 本号（別冊を含む。） 一部

三〇五

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先

〇四三（二二三）二六五八